河原医療大学校　学則

第１章　　総則

（趣旨）
第１条　この学則は、本校の管理および運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）
第２条　本校は 河原医療大学校 と称する。

（目的）
第３条　本校は、教育基本法、学校教育法、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、医療分野に関する知識、技術を修得させ、国際的な視野を持った専門職として、地域社会に貢献し得る豊かな人材を育成することを目的とする。

（所在地）
第４条　本校の位置を、愛媛県松山市花園町 3-6 および 3-19 に置く。

（課程、学科および定員）
第５条　本校の課程、学科及び定員は次のとおりとする。

課　　程	学　　科	入学定員	総定員	備　　考
医療専門課程	看護学科	40 名	120 名	昼間、3 年課程
	理学療法学科	40 名	160 名	昼間
	作業療法学科	40 名	160 名	昼間
	歯科衛生学科	40 名	120 名	昼間
	歯科技工学科	20 名	40 名	昼間
	診療情報管理学科	30 名	90 名	昼間

（修業年限）
第６条　修業年限は理学療法学科・作業療法学科は 4 年、看護学科・歯科衛生学科・診療情報管理学科は 3 年、歯科技工学科は 2 年とする。
2　前項の規程に関わらず、看護学科・理学療法学科・作業療法学科・歯科衛生学科・歯科技工学科においては、入学前に大学、高等専門学校、または養成所等において指定規則に規定されている教育内容と、本校の教育内容が相当すると認められたときは、その単位数に応じて、相当期間を本校の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

（在学年限）
第7条　学生は、総ての学科において修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
2　学則第13条第1項、第14条1項の規定により本校に転入学、編入学、再入学した者は同条第2項に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2章　　学年、学期及び休業日

（学年）
第8条　本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）
第9条　本校の学期は次のとおりとする。
前学期　　4月1日から9月30日まで
後学期　　10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）
第10条　本校の休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日および土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
(3) 季節における休業日
（夏季休業5週間、冬季休業2週間、及び春季休業2週間）
2　学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
3　第1項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。
4　学校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。

第3章　　入学および転入学等

（入学時期）
第11条　本校の入学時期は、学年の始めとする。

（入学資格）
第12条　本校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項に規定する、次の各号の一に該当する者とする。
(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（5）文部科学大臣の指定した者
（6）高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（7）本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者
（8）社会人入学に関しては、別に定めるところによる。

（転入学等）

第 13 条　他の看護師養成所（3 年課程）または、理学療法士及び作業療法士養成施設等（3 年または 4 年課程）、歯科衛生士養成所（3 年課程）、歯科技工士養成所（2 年課程または 3 年課程）、診療情報管理学科のカリキュラムと同等と本校が認める専修学校および大学において、1 年以上履修した者で本校に転入学または編入学（以下「転入学等」という）を志願する者があるときは、別に定めるところにより欠員のある場合に限り選考のうえ許可することができる。

2　前項の規定により転入学等を許可しようとする者の、すでに修得した授業科目、単位数及び時間数の取扱いならびに在学すべき年数については、別に定める学校運営会議の議を経て学校長が決定する。

（再入学）

第 14 条　本校を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより欠員のある場合に限り選考のうえ許可することができる。

2　前項の規程による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3　第 1 項の規程により入学した者の既に習得した授業科目、単位数及び時間数の取り扱いならびに在学すべき年数については、別に定める学校運営会議の議を経て学校長が決定する。

（入学の出願）

第 15 条　本校に入学または転入学、再入学等を志願する者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し資格証明書等を添付したうえで、入学検定料を添えて指定期日までに出願しなければならない。

2　前項に定める入学を志願する者が提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類とする。
（1）入学願書
（2）出身高等学校長の証明する調査書、または、高等学校卒業（見込）者以外の者にあっては、教育施設長が証明する調査書

3　第 1 項に定める転入学等を志願する者が提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類とする。
（1）転学許可書（現に他の看護師養成所 3 年課程、理学療法士及び作業療法士養成施設

等 3 年または 4 年課程、歯科衛生士養成所 3 年課程、歯科技工士養成所 2 年課程または 3 年課程、診療情報管理学科においては第 13 条に定める課程に在学している者に限る）

(2) 転入学・編入学願書・再入学願書

(3) 履修証明書

（入学者の選考）

第 16 条　入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学等の手続および入学許可）

第 17 条　第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項また前条の選考の結果合格した者で、入学または転入学、再入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに入学金を納入しなければならない。ただし、第 36 条による特例の適用を受けようとする者についてはこの限りではない。

２　学校長は、前項の入学手続を完了した者に入学または転入学、再入学等を許可する。

（保証人）

第 18 条　保証人は、保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について一切の責任を負うものとする。これについて、保証人は、書面により誓約しなければならない。

2　保証人は、身分および住所に変更があった場合には、直ちにその旨を学校長に届け出なければならない。

3　保証人を変更した場合には、新たに第 1 項の誓約書を提出しなければならない。

第 4 章　　教 育 課 程

（授業科目、単位数および時間数）

第 19 条　本校の教育課程および授業単位数は、別表 1、別表 2、別表 3、別表 4、別表 5 および別表 6 のとおりとする。

2　学生は、所属する学科により別表 1、別表 2、別表 3、別表 4、別表 5 および別表 6 のいずれかの教育課程をそれぞれ履修するものとする。

3　単位計算方法は次のとおりとする。

（１）講義および演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。また、30 時間から 60 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 2 単位とする。

（２）実験、実習および実技については、30 時間から 45 時間の範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

（３）臨地実習、臨床実習および歯科技工実習については、45 時間をもって 1 単位とする。

（授業科目の評価および単位修得の認定）

第 20 条　単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

2　出席時間数が授業時間数の 3 分の 2 に満たない者は、当該科目の評価資格を失う。
3　授業科目の評価は、S（90 点以上）、A（同、80 点台）、B（同、70 点台）、C（同、60 点台）および F（60 点未満）とし、「C」以上を合格とする。
4　疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者には追試験を、試験の成績が合格点に満たない科目がある者に対しては、再試験を受けることができる。
5　認定の取り扱いについては別に規程を設ける。

（入学前の授業科目の履修等）

第 21 条　看護学科に入学する者のうち、本校の入学前に大学、高等専門学校または別に定める養成所等において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）別表 3 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本校において履修したものと認定することができる。社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める人間と社会の領域に区分される教育内容に限り、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。
2　理学療法学科および作業療法学科に入学する者のうち、本校の入学前に大学、高等専門学校または理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和 41 年文部省・厚生省令第 3 号）別表 1 および別表 2 に定める養成施設において、指定規則別表 1、別表 2 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。
3　歯科衛生学科に入学するもののうち、本校の入学前に大学、高等専門学校または歯科衛生士法施行令第二条（平成 3 年政令 226）により指定を受けた歯科衛生士養成所で歯科衛生士学校養成所指定規則別表（第二条関係）に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。
4　歯科技工学科に入学するもののうち、本校の入学前に大学、高等専門学校または歯科技工士法施行令第九条により指定を受けた歯科技工士学校又は歯科技工士養成所において、歯科技工士学校養成所指定規則別表（第二条関係）に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。
5　診療情報管理学科に入学するもののうち、本校の入学前に大学、高等専門学校、専修学校等で履修している者から、その単位の認定について申請があった場合は、個々の既修の

学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校において履修したものと認定することができる。

第５章　　休学、復学、退学および転学

（休学）

第 22 条　学生が疾病、その他やむを得ない事由により 30 日以上就学できない場合は、所定の休学願に保証人連署の上、学校長に願い出て休学の許可を得なければならない。

2　病気その他の理由により、就学することが適当でないと認められる者に対して、学校運営会議の議を経て、学校長は休学を命ずることができる。

3　休学の期間は、1 年以内とする。ただし、学校長が特別の理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

4　前項に規定する休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。ただし、学校長が特別の理由があると認めた場合は、その限りでない。

5　休学期間は在学期間に算入しない。

（復学）

第 23 条　休学期間が満了となった学生は、学校長の許可を得て復学することができる。ただし、休学の理由が疾病であった場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2　休学となった学生が休学期間中にその休学理由が消滅した場合には、直ちに学校長に申し出なければならない。

（退学）

第 24 条　退学しようとする者は、所定の退学願にその事由を記し保証人連署の上、学校長に願い出て、その許可を得なければならない。

（転学）

第 25 条　他の学校等へ転学しようとする者は保証人連署の上、その事由を記し学校長に願い出て、その許可を得なければならない。

第６章　　卒 業 等

（卒業）

第 26 条　第 20 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、学校長が卒業を認定する。

2　学校長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

3　また、終了した専門課程学科に基づき、下記の通りの称号を付与する。

専門士　　（医療専門課程　看護学科）
高度専門士（医療専門課程　理学療法学科）
高度専門士（医療専門課程　作業療法学科）
専門士　　（医療専門課程　歯科衛生学科）

専門士　　（医療専門課程　歯科技工学科）
専門士　　（医療専門課程　診療情報管理学科）

（資格の取得）
第 27 条　本校の各学科を卒業した者には、次の各号に掲げる国家試験の受験資格が与えられる。
（1）看護学科　　看護師国家試験
（2）理学療法学科　　理学療法士国家試験
（3）作業療法学科　　作業療法士国家試験
（4）歯科衛生学科　　歯科衛生士国家試験
（5）歯科技工学科　　歯科技工士国家試験

第７章　　賞　罰

（表彰）
第 28 条　学生として表彰に値する業績、行為があるときは、学校長が表彰することができる。

（懲戒）
第 29 条　本校の学則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、学校長が別に定める規定に基づいて懲戒する。
2　懲戒の種類は、戒告、停学および退学とする。

（本校の命ずる退学）
第 30 条　学校長は、次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議の議を経て、退学を命ずることができる。
（１）正当な理由がなく出席が常でない者
（２）第７条第１項または第２項に規定する在学年限を超えた者
（３）素行不良で改善の見込みがないと認められた者
（４）授業料等を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者
（５）学力劣等で成業の見込がないと認められる者
（６）学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

（除籍）
第 31 条　学校長は次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議の議を経て、除籍することができる。
（１）死亡届のあった者
（２）行方不明の届のあった者

第８章　　健 康 管 理

（健康管理）
第 32 条　学校長は、学校保健法により毎年定期健康診断を実施する。
2　詳細については別に定めるところによる。

第９章　　入学検定料、入学金及び授業料等

（納付義務）
第 33 条　入学を志願する者は入学検定料を納めなければならない。また、入学の許可を受けようとする者は入学金を、入学を許可された者は授業料等を納めなければならない。

（入学検定料、入学金、授業料等の額）
第 34 条　本校の入学検定料、入学金および授業料等（以下「学生納付金」という）は別に定めるところによる。

（授業料等の納入）
第 35 条　授業料等は、年額の 2 分の 1 に相当する額を指定期日までに納入する。
　　前学期　　納期：　4 月 1 日から 4 月 30 日まで
　　後学期　　納期：　10 月 1 日から 10 月 31 日まで
2　年額を一括支払することもできる。その場合は、前項の前学期の納期に納入する。

（授業料等の特例）
第 36 条　経済的理由により就学困難で、成績優秀かつ他の模範となる人物であると学校長が認める者に対して、別に定めるところにより授業料等を減免、または、学費を給付若しくは貸与する。

（休学中の授業料等）
第 37 条　休学期間中の授業料等は納入しない。ただし、学期の中途で休学、復学した場合は当該学期の授業料等を納入する。

（退学、停学の場合の授業料等）
第 38 条　退学する者および退学を命じられた者についても、最終在籍学期の授業料等を納入しなければならない。また、停学期間中の授業料等も納入する。

（学生納付金の返還）
第 39 条　既納の学生納付金は原則として返還しない。ただし、やむを得ないと学校長が認める場合はこの限りでない。

第 10 章　　職員組織および運営

（職員組織）

第 40 条　本校の職員は以下の人数以上とする。

	看護学科	理学療法学科	作業療法学科	歯科衛生学科	歯科技工学科	診療情報管理学科
学校長	1 名					
副学校長	1 名					
学科長（教務主任）	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名
実習調整者	1 名					
専任教員	6 名	5 名	5 名	3 名	2 名	2 名
非常勤講師	必要に応じて置く					
非常勤教員	必要に応じて置く					
事務局長	1 名					
事務職員	2 名	1 名		1 名	1 名	
司書	1 名					
健康管理医	1 名（兼任）					
カウンセラー	1 名（兼任）					

2　本校の組織および所掌業務については、別に定める組織、所掌業務規程による。

（自己評価等）

第 41 条　本校は、その教育基準の向上を図り、本校の目的および社会的使命を達成するために自己評価委員会を設け、本校における教育活動等の状況に自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

（会議および委員会）

第 42 条　本校には次の会議および委員会を置く

（1）学校運営会議
（2）教務会議
（3）講師会議
（4）実習指導者会議
（5）入学試験委員会
（6）自己評価委員会
（7）健康管理委員会
（8）学生委員会

2　会議および委員会は本校の管理運営に関し、重要な事項を審議する。

3　会議および委員会の組織、運営及び審議等その他必要な事項は、学校長が別に定める。

第 11 章　　個人情報の保護等

（個人情報の保護等）
第 43 条　本校における個人情報の適切な取扱いを行うため、必要な措置を講じるものとする。
2　個人情報の保護等に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章　　雑則

第 44 条　本学則の他、学校の運営に関して必要な事項は別に定める。

附　則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 29 年 3 月 31 日に在籍する者に関しては、本学則の規程に係らず旧学則を適用することとする。

附　則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 31 年 3 月 31 日に在籍する者に関しては、本学則の規程に係らず旧学則を適用することとする。

別表1　看護学科　カリキュラム

河原医療大学校

教育内容		科　目　名		単 位	時 間	時　間 1年		2年		3年	
基礎分野	科学的思考の基盤	統計学		1	30					30	
		情報科学		1	30		30				
		生物学		1	30	30					
		教育学		1	30	30					
		論理学	アカデミックスキルズ含む	1	30	30					
	人間と生活・社会の理解	英語Ⅰ	英語の基礎的語学力	1	30	30					
		英語Ⅱ	看護英語	1	30		30				
		人間と文学		1	30	30					
		心理学		1	30	30					
		哲学		1	30	30					
		社会学		1	30		30				
		人間関係論		1	15		15				
		家族論		1	15					15	
	小　計			13	360	210	105	0	0	45	0
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	解剖生理学総論	1	30	30					
		解剖生理学Ⅱ	解剖生理学各論（運動器系・消化器系（内臓）・循環器系・生体防御系・泌尿器系・生殖器系・内分泌系）	1	30	30					
		解剖生理学Ⅲ	解剖生理学各論（脳神経系、感覚器系、呼吸器系、消化器系（消化管））	1	30		30				
		解剖生理学Ⅳ	看護生理学	2	30		30				
	疾病の成り立ちと回復の促進	病態学概論	病態概論・病態症候論	1	30	30					
		病態学　Ⅰ	呼吸・循環機能障害	1	30		30				
		病態学　Ⅱ	栄養代謝機能障害・防衛機能障害・内部境調整機能障害・性・生殖機能障害	1	30		30				
		病態学　Ⅲ	脳神経・感覚機能障害・運動機能障害	1	30			30			
		治療論	放射線・手術・麻酔・検査	1	30		30				
		生化学		1	30	30					
		栄養学		1	30		30				
		薬理学		1	30		30				
		微生物学		1	30	30					
		リハビリテーション論		1	30		30				
	小　計			15	420	150	240	30	0	0	0
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学		1	30						30
		関係法規		1	30					30	
		社会福祉論		1	30						30
		保健医療論Ⅰ	医療のあゆみと倫理	1	15		15				
		保健医療論Ⅱ	健康支援と保健活動	1	30		30				
		総合医療論		1	15						15
	小　計			6	150	0	45	0	0	30	75
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	看護の概念	1	30	30					
		看護学概論Ⅱ	看護理論	1	30		30				
		看護学概論Ⅲ	看護研究の基礎	1	15				15		
		基礎看護技術Ⅰ	人間関係成立の技術	1	15	15					
		基礎看護技術Ⅱ	対象把握（フィジカルアセスメント）の技術	1	30		30				
		基礎看護技術Ⅲ	医療・療養環境を整える技術、活動・休息の援助技術	2	45	45					
		基礎看護技術Ⅳ	食事・排泄の援助技術	1	30		30				
		基礎看護技術Ⅴ	清潔・衣生活の援助技術	1	30	30					
		基礎看護技術Ⅵ	看護を展開する技術	1	30			30			
		基礎看護技術Ⅶ	診療補助技術	1	30			30			
		臨床看護総論		1	30			30			
	小　計			12	315	120	90	90	15	0	0
	基礎看護学実習	基礎看護学実習Ⅰ		1	45		45				
		基礎看護学実習Ⅱ		2	90				90		
	小　計			3	135	0	45	0	90	0	0

専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論		1	15		15				
		成人看護学　Ⅰ	健康問題に応じた看護（慢性期）	2	45		15	30			
		成人看護学　Ⅱ	健康問題に応じた看護（急性期・回復期）	2	45			45			
		成人看護学　Ⅲ	健康問題に応じた看護（終末期）	1	15				15		
		成人看護学　Ⅳ	機能障害のある人への看護	2	45		15	30			
		成人看護技術	急変時の処置技術・クリティカルケア・ドレーン管理・ストーマケア等	1	15			15			
	小　計			9	180	0	45	120	15	0	0
	成人看護学実習	成人看護学実習Ⅰ	経過別看護（急性期・回復期・慢性期・終末期）	2	90				90		
		成人看護学実習Ⅱ		2	90					90	
		成人看護学実習Ⅲ		2	90					90	
	小　計			6	270	0	0	0	90	180	0
	老年看護学	老年看護学概論		1	15		15				
		老年看護学　Ⅰ	老年疾患の理解と治療	1	30			30			
		老年看護学　Ⅱ	老年看護の実際	1	30			30			
		老年看護技術	看護過程の展開	1	15				15		
	小　計			4	90	0	15	60	15	0	0
	老年看護学実習	老年看護学実習Ⅰ		2	90			90			
		老年看護学実習Ⅱ		2	90					90	
	小　計			4	180	0	0	90	0	90	0
	小児看護学	小児看護学概論		1	15			15			
		小児看護学　Ⅰ	小児疾患の理解と治療	1	30			30			
		小児看護学　Ⅱ	小児看護の実際	1	30				30		
		小児看護技術	看護過程の展開	1	15					15	
	小　計			4	90	0	0	45	30	15	0
	小児看護学実習	小児看護学実習		2	90					90	
	小　計			2	90	0	0	0	0	90	0
	母性看護学	母性看護学概論		1	15			15			
		母性看護学　Ⅰ	周産期の特徴と支援	1	30			30			
		母性看護学　Ⅱ	周産期の異常と看護	1	30			30			
		母性看護技術	看護過程の展開	1	15				15		
	小　計			4	90	0	0	75	15	0	0
	母性看護学実習	母性看護学実習		2	90				90		
	小　計			2	90	0	0	0	90	0	0
	精神看護学	精神看護学概論		1	15		15				
		精神看護学　Ⅰ	精神疾患の理解と治療	1	30			30			
		精神看護学　Ⅱ	精神看護の実際とその倫理	1	30			30			
		精神看護技術	看護過程の展開	1	15				15		
	小　計			4	90	0	15	60	15	0	0
	精神看護学実習	精神看護学実習		2	90				90		
	小　計			2	90	0	0	0	90	0	0
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論		1	15			15			
		在宅看護論　Ⅰ	在宅看護の実際	1	30				30		
		在宅看護論　Ⅱ	在宅看護の展開と生活支援の看護	1	30				30		
		在宅看護技術	看護過程の展開	1	15					15	
	小　計			4	90	0	0	15	60	15	0
	在宅看護論実習	在宅看護論実習		2	90					90	
	小　計			2	90	0	0	0	0	90	0
	看護の統合と実践	医療安全Ⅰ	医療安全の基礎知識	1	15	15					
		医療安全Ⅱ	危険回避と状況判断	1	15						15
		看護倫理		1	15	15					
		災害看護		1	15						15
		国際看護		1	15						15
		看護管理		1	15					15	
		統合技術演習	臨床看護の実践（マネジメントを含む） 診療補助技術における安全 チーム医療の実践	1	30					30	
	小　計			7	120	30	0	0	0	45	45
	看護の統合と実践実習	統合実習		2	90						90
	小　計			2	90	0	0	0	0	0	90
半期合計					3030	510	600	585	525	600	210
年合計					3030	1110		1110		810	
総合計				105	3030	3030					

別表２　理学療法学科　カリキュラム

河原医療大学校

分野	教育内容	科目名	法定必要単位数	履修方法	単位数	履修時間 1年		2年		3年		4年		計
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	人間と文学	14	講義	1	30								30
		心理学		講義	1		30							30
		臨床心理学		講義	1			30						30
		社会学		講義	1	30								30
		生物学		講義	1		30							30
		情報科学Ⅰ		講義	1	30								30
		情報科学Ⅱ		講義	1		30							30
		保健体育		演習	1			30						30
		英会話Ⅰ		演習	1	30								30
		英会話Ⅱ		演習	1		30							30
		医学英語		演習	1		30							30
		人間関係論		講義	1		30							30
		コミュニケーション論		講義	1	30								30
		社会福祉学		講義	1		30							30
		レクリエーション論		演習	2	30	30							60
	小計		14		16	180	240	60	0	0	0	0	0	480
専門基礎分野	人体の構造と機能 および心身の発達	解剖学	12	講義	2	60								60
		解剖学演習		演習	1	30								30
		解剖学実習		実習	1			45						45
		生理学		講義	2	60								60
		人体の構造と機能		講義	2		60							60
		運動学		講義	4	60	60							120
		運動学演習		実習	1			30						30
		人間発達学		講義	1			30						30
	疾病と障害の成り立ち および回復過程の促進	医学概論・医療倫理	12	講義	1		30							30
		公衆衛生学		講義	1	30								30
		病態学概論		講義	1			30						30
		病態学Ⅰ（内科・循環器系）		講義	1			30						30
		病態学Ⅱ（外科系）		講義	1			30						30
		精神医学Ⅰ		講義	2			30	30					60
		整形外科学Ⅰ		講義	1			30						30
		整形外科学Ⅱ		講義	1				30					30
		神経内科学		講義	1			30						30
		老年医学		講義	1			30						30
		小児科学		講義	1			30						30
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	関連法規	2	講義	1		30							30
		看護学概論		講義	1		30							30
		作業療法概論		講義	1		30							30
		リハビリテーション医学		講義	2	30	30							60
		リハビリテーション概論		講義	1	30								30
	小計		26		32	300	270	345	60	0	0	0	0	975
専門分野	基礎理学療法学	理学療法概論	6	講義	2	30	30							60
		基礎理学療法セミナー		演習	1	30								30
		理学療法研究論		演習	4							60	60	120
	理学療法評価学	理学療法評価学	5	演習	4			60	60					120
		理学療法評価学演習		実習	3					60	30			90
	理学療法治療学	運動療法学	20	演習	4			60	60					120
		物理療法学		演習	3			30	60					90
		義肢装具学Ⅰ		演習	2				60					60
		義肢装具学Ⅱ		演習	2					60				60
		日常生活活動学		演習	4					60	60			120
		理学療法治療学Ⅰ（中枢）		演習	1				30					30
		理学療法治療学Ⅱ（中枢）		演習	1					30				30
		理学療法治療学Ⅲ（筋・骨格）		演習	2					30	30			60
		理学療法治療学Ⅳ（ｽﾎﾟｰﾂ）		演習	1				30					30
		理学療法治療学Ⅴ（呼吸）		演習	1					30				30
		理学療法治療学Ⅵ（小児）		演習	1				30					30
		理学療法治療学Ⅶ（老人）		演習	4					60	60			120
		理学療法治療学Ⅷ（痛み）		演習	2					30	30			60
		理学療法治療学Ⅸ（特殊）		演習	1						30			30
	地域理学療法学	地域理学療法学	4	演習	2					60				60
		住環境論		演習	2			60						60
		生活環境学		演習	1						30			30
	臨床実習	評価実習Ⅰ	18	実習	2				90					90
		評価実習Ⅱ		実習	6						270			270
		臨床実習Ⅰ		実習	8							360		360
		臨床実習Ⅱ		実習	8							360		360
		卒業研究演習		演習	1						30			30
		総合理学療法セミナー		演習	9								270	270
	小計		53		82	60	30	210	420	420	570	780	330	2820
合計			93		130	540	540	615	480	420	570	780	330	4275
						1080		1095		990		1110		

別表3 作業療法学科 カリキュラム

河原医療大学校

分野	教育内容	科目名	履修方法	単位	担当 氏名		履修時間 1年		2年		3年		4年		計
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	人間と文学	講義	1	日根野 聖子	兼任	30								30
		心理学	講義	1	山下 光	兼任		30							30
		臨床心理学	講義	1	寺西 弥生	兼任			30						30
		社会学	講義	1	市川 正彦	兼任	30								30
		生物学	講義	1	橘 哲也	兼任		30							30
		情報科学Ⅰ	演習	1	成瀬 一明	兼任	30								30
		情報科学Ⅱ	演習	1	光宗 知子	兼任		30							30
		保健体育	演習	1	丸山 裕司	兼任			30						30
		英会話Ⅰ	演習	1	松浦 淳子	兼任		30							30
		英会話Ⅱ	演習	1	中井 富紀	兼任		30							30
		医学英語	演習	1	南口 誠直	専任		30							30
		人間関係論	講義	1	黒田 耕太郎	兼任		30							30
		コミュニケーション論	演習	1	戒田 節子	兼任	30								30
		社会福祉学	講義	1	恒吉 和徳	兼任		30							30
		レクリエーション論	演習	2	藤田 典子	兼任	30	30							60
小計				16			150	270	60						480
専門基礎分野	人体の構造と機能 および心身の発達	解剖学	講義	2	出崎 順三	兼任	60								60
		解剖学演習	演習	1	松尾 浩司	専任	30								30
		解剖学実習	実習	1	松田 正司	兼任			45						45
		生理学	講義	2	東山 繁樹	兼任	60								60
		人体の構造と機能	講義	2	池之上 卓治	専任		60							60
		運動学	講義	4	藤田 健次	兼任	60	60							120
		運動学演習	演習	1	池之上 卓治	専任			30						30
		人間発達学	講義	1	藤田 健次	専任			30						30
	疾病と障害の成り立ち および回復過程の促進	医学概論・医療倫理	講義	1		専任		30							30
		公衆衛生学	講義	1	寺西 弥生	兼任	30								30
		病態学概論	講義	1		専任			30						30
		病態学Ⅰ	講義	1		兼任			30						30
		病態学Ⅱ	講義	1	山下 広高	兼任			30						30
		精神医学Ⅰ	講義	2	松尾 浩司	専任			30	30					60
		精神医学Ⅱ	講義	1	松尾 浩司	専任				30					30
		整形外科学Ⅰ	講義	1	宇都宮 雅博	兼任			30						30
		整形外科学Ⅱ	講義	1	宇都宮 雅博	兼任				30					30
		神経内科学	講義	1	PO教員	専任			30						30
		老年医学	講義	1	藤原 康史	兼任				30					30
		小児科学	講義	1	重見 律子	兼任			30						30
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	関連法規	講義	1	樋口 加奈	兼任		30							30
		看護学概論	講義	1	藤井 千春	兼任		30							30
		理学療法概論	講義	1	南口 誠直	兼任		30							30
		リハビリテーション概論	講義	1	池之上 卓治	専任	30								30
		リハビリテーション医学	講義	2	渡辺 義男	兼任	30	30							60
小計				33			300	270	315	120					1005
専門分野	基礎作業療法学	作業療法概論	講義	2	松尾 浩司	専任	30	30							60
		作業科学	講義	1	池之上 卓治	専任						30			30
		基礎作業学	講義	2	沼田 佳織	専任			30	30					60
		基礎作業学分析	演習	1	沼田 佳織	専任				30					30
		基礎作業学演習Ⅰ	実習	4	沼田 佳織	専任			60	60					120
		基礎作業学演習Ⅱ	実習	4	沼田 佳織	専任			60	60					120
	作業療法評価学	作業評価法概論	講義	2	池之上 卓治	専任			30	30					60
		作業評価法演習	演習	2	松尾 浩司	専任			30	30					60
		検査測定演習Ⅰ	演習	2	松尾 浩司	専任			60						60
		検査測定演習Ⅱ	演習	2	池之上 卓治	専任				60					60
	作業治療学	身体領域作業療法治療学Ⅰ	講義	2	池之上 卓治	専任					60				60
		身体領域作業療法治療学Ⅱ	講義	2	首藤 久美子	専任						60			60
		身体領域作業療法治療学演習	演習	1	首藤 久美子	専任						30			30
		精神領域作業療法治療学	講義	3	松尾 浩司	専任					60	30			90
		精神領域作業療法治療学演習	演習	1	藤原 寛	兼任					30				30
		発達領域作業療法治療学	講義	2	藤田 健次	兼任					30	30			60
		発達領域作業療法治療学演習	演習	1	藤田 健次	兼任					30				30
		老年領域作業療法治療学	講義	3	首藤 久美子	専任					60	30			90
		老年領域作業療法治療学演習	演習	1	沼田 佳織	専任					30				30
		義肢装具学演習	演習	3	宇都宮・岩本	兼任					60	30			90
		作業療法技術論	講義	2	池之上 卓治	専任					60				60
		作業療法技術論演習	演習	1	池之上 卓治	専任						30			30
	地域作業療法学	住環境論	演習	2	徳永 栄一	兼任				60					60
		地域作業療法技術論	講義	2	沼田 佳織	専任					60				60
		地域作業療法技術論演習	演習	1	毛利 雅英	兼任						30			30
	臨床実習	評価実習Ⅰ	実習	2						90					90
		評価実習Ⅱ	実習	2							90				90
		臨床実習Ⅰ	実習	8								360			360
		臨床実習Ⅱ	実習	8									360		360
		臨床実習Ⅲ	実習	8									360		360
	必須科目	卒業研究演習	演習	1	作業教員	専任						30			30
		作業療法セミナーⅠ	演習	2	松尾 首藤	専任					60				60
		作業療法セミナーⅡ	演習	2	作業教員	専任								60	60
		作業療法特論（レポート論）	講義	1	池之上 卓治	専任				30					30
		作業療法関連セミナー	演習	5	作業教員	専任							60	90	150
小計				88			30	30	270	480	630	690	780	150	3060
合計				137			480	570	645	600	630	690	780	150	4545
							1050		1245		1320		930		

別表４　歯科衛生学科カリキュラム

河原医療大学校

指定規則に定める教育内容・科目・学科目		科目名	単位数	実施計画時間数						計
				１学年		２学年		３学年		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎分野	科学的思考の基盤	生物学(母性保健)	1	15						15
		化学	1	15						15
		情報科学	1	30						30
	人間と生活	心理学	1		30					30
		コミュニケーション論	1		15					15
		倫理学	1	15						15
		スポーツ	1	30						30
		外国語	2		30					30
		日本語表現法	1		15					15
基礎分野小計			10	105	90	0	0	0	0	195
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	解剖学	1	30						30
		生理学	1	15						15
		栄養学	2		30					30
		生化学	1	15						15
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学Ⅰ	1	15						15
		口腔解剖学Ⅱ（歯牙組織・歯牙解剖）	2	45						45
		組織発生学	1	15						15
		口腔生理学	1	15						15
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学Ⅰ	2		30					30
		病理学Ⅱ（口腔病理）	1		15					15
		微生物学（含口腔微生物学）	2	30						30
		薬理（含歯科薬理）	2	15	15					30
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学Ⅰ（含歯科衛生統計）	1			15				15
		口腔衛生学Ⅱ（含公衆歯科衛生）	2	30	30					60
		医学基礎知識	1	15						15
		衛生学・公衆衛生学	2	15	15					30
		衛生行政	1		15					15
		社会福祉論	1			15				15
専門基礎分野小計			25	255	150	30	0	0	0	435
専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2	30						30
		歯科臨床概論	2	30						30
	臨床歯科医学	保存修復学	1			30				30
		歯内療法学	1			30				30
		歯周治療学	1			30				30
		歯科補綴学（インプラント含む）	1			30				30
		口腔外科学	2			30				30
		小児歯科学	2			30				30
		矯正歯科学	1			30				30
		歯科放射線学	1		30					30
	歯科予防処置論	障害者歯科	1					30		30
		高齢者歯科	1			30				30
		口腔保健管理論Ⅰ	1			30				30
		口腔保健管理論Ⅱ	1					30		30
		予防処置論Ⅰ	2	30	30					60
		予防処置論Ⅱ	1			30				30
		予防処置論Ⅲ	2			40	35			75
		予防処置論Ⅳ	1					45		45
	歯科保健指導	歯科保健指導論Ⅰ	2	30	30					60
		歯科保健指導論Ⅱ	1			30				30
		歯科保健指導論Ⅲ	1			30				30
		歯科保健指導論Ⅳ	1			15	15			30
		歯科保健指導論Ⅴ	1					30		30
		栄養指導	1			30				30
	歯科診療補助論	歯科診療補助論Ⅰ	1	15						15
		歯科診療補助論Ⅱ	2	30	30					60
		歯科診療補助論Ⅲ	2			45	45			90
		歯科診療補助論Ⅳ	1					30		30
		歯科診療補助論Ⅴ	1					30		30
		臨床検査	1			30				30
		救急法	1					15		15
		看護概論（含感染予防）	1	30						30
	臨地実習（臨床実習を含む。）	臨床実習Ⅰ	2		90					90
		臨床実習Ⅱ	7				315			315
		臨床実習Ⅲ	7					315		315
		臨地実習Ⅰ	2				90			90
		臨地実習Ⅱ	2						90	90
専門分野小計			61	195	210	520	500	525	90	2,040
選択必修分野		介護技術論	1					30		30
		特別講義（ヒューマンスキル）	1	5	5	5	5	5	5	30
		有病者歯科医療	1					15		15
		摂食嚥下指導	1					30		30
		カウンセリング	1					15		15
		研究	1						30	30
		リハビリテーション医療（レクレーション含）	1					30		30
		マネージメント（医療事務総論）	1						30	30
選択必修分野小計			8	5	5	5	5	125	65	210
合計			104	560	455	555	505	650	155	2,880

別表５　歯科技工学科　カリキュラム

河原医療大学校

学科目		厚生労働省指定単位数	単位数	時間数	１年	２年
基礎分野	外国語	5	2	30	2	
	造形美術概論		1	15	1	
	情報リテラシー		1	15	1	
	コミュニケーション学		1	15	1	
専門基礎分野	関係法規	3	1	15	1	
	歯科技工概論		1	15	1	
	臨床歯科技工概論		1	15		1
	歯・口腔の解剖	7	1	30	1	
	歯型彫刻　基礎		2	60	2	
	歯型彫刻　応用		2	90	2	
	顎口腔機能学		2	60		2
	歯科理工学	7	2	60	2	
	歯科理工学　実習		2	90	2	
	金属形成		1	30	1	
	金属形成　実習		2	90	2	
専門分野	全部床義歯	12	2	60	2	
	全部床義歯　基礎実習		2	90	2	
	全部床義歯　応用実習		2	90		2
	部分床義歯		2	60	2	
	部分床義歯　基礎実習		2	90	2	
	部分床製作　応用実習		2	90		2
	歯冠修復技工学	13	4	120	4	
	歯冠修復技工学　基礎実習		5	150	5	
	歯冠修復技工学　応用実習		4	180		4
	矯正歯科技工学	2	2	60		2
	小児歯科技工学	2	2	60		2
	歯科技工実習	11	15	570		15
合　　計		62	66	2250	36	30

別表6　診療情報管理学科　カリキュラム

河原医療大学校

課程	学科目		内容	形態区分	所属	単位数	1年次		2年次		3年次		コマ数	合　計時間数
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	90分	
一般課程	情報技術論	情報技術論Ⅰ	ワード	講義	非常勤	2	60						30	60
		情報技術論Ⅱ	エクセル	講義	非常勤	2		60					30	60
		情報技術論Ⅲ	パワーポイント	講義	非常勤	1			30				15	30
		情報技術論Ⅳ	アクセス	講義	非常勤	2						60	30	60
		情報技術論Ⅴ	ITパスポート	講義	KBC教員	4				90	90		90	180
	コミュニケーション論	コミュニケーション論Ⅰ	接遇	講義	非常勤	2	30	30					30	60
		コミュニケーション論Ⅱ	患者対応	講義	非常勤	1			15	15			15	30
		コミュニケーション論Ⅲ	心理学	講義	非常勤	1					15		8	15
		コミュニケーション論Ⅳ	手話	講義	非常勤	1			15	15			15	30
		コミュニケーション論Ⅴ	就職実務	講義	本校	3	30	30	30	30	30	30	90	180
医療専門課程	医療事務論	医療事務論Ⅰ	医療請求事務	講義	本校	6	120	60					90	180
		医療事務論Ⅱ	医療レセプト演習	演習	本校	6	120	60					90	180
	医療関連法論	医療関連法論	関連法規	講義	本校	1	15	15					15	30
	医療秘書論	医療秘書論Ⅰ	医療秘書概論	講義	本校	1		30					15	30
		医療秘書論Ⅱ	医療秘書論	講義	本校	3			60	30			45	90
		医療秘書論Ⅲ	病院管理	講義	本校	1		30					15	30
	医療論	基礎医学	基礎医学	講義	本校	1	15	15					15	30
		医療論Ⅰ	医療概論	講義	非常勤	1		15					10	15
		医療論Ⅱ	人体構造・機能論	講義	非常勤	1		15					10	15
		医療論Ⅲ	医学用語	講義	非常勤	1		15					10	15
		医療論Ⅳ	薬理学	講義	非常勤	1				15			8	15
	チーム医療論	チーム医療論Ⅰ	看護学概論	講義	本校	1			15				8	15
		チーム医療論Ⅱ	リハビリ概論	講義	本校	1				15	15		15	30
	臨床医学論	臨床医学総論	臨床医学総論	講義	非常勤	1	15						10	15
		臨床医学各論Ⅰ	感染症および寄生虫症	講義	非常勤	1		15					10	15
		臨床医学各論Ⅱ	新生物	講義	非常勤	1		15					10	15
		臨床医学各論Ⅲ	血液・代謝・内分泌等	講義	非常勤	1		15					10	15
		臨床医学各論Ⅳ	精神・脳神経・感覚器系等	講義	非常勤	1			15				10	15
		臨床医学各論Ⅴ	循環器・呼吸器系	講義	非常勤	1			15				10	15
		臨床医学各論Ⅵ	消化器・泌尿器系	講義	非常勤	1				15			10	15
		臨床医学各論Ⅶ	周産期系	講義	非常勤	1					15		10	15
		臨床医学各論Ⅷ	皮膚・筋骨格系等	講義	非常勤	1				15			10	15
	医療クラーク論	医療クラーク論Ⅰ	医師事務作業補助者理論	講義	非常勤	1			30				15	30
		医療クラーク論Ⅱ	診断書作成演習	演習	非常勤	2			60				30	60
	介護事務論	介護事務論Ⅰ	介護事務理論	講義	非常勤	2				60			30	60
		介護事務論Ⅱ	介護事務レセプト演習	演習	非常勤	2				60			30	60
	医事コンピュータ演習		医事コンピュータ演習	演習	本校	3	30	60					45	90
	電子カルテ演習		電子カルテ演習	演習	本校	3				90			45	90
	DPC演習		DPC演習	演習	本校	3					30	60	45	90
	病院実習			実習	―	1			30				15	30
				実習	―	2					90		45	90
診療情報専門課程	医療管理論	医療管理総論	医療管理総論	講義	本校	1			15				10	15
		医療管理各論Ⅰ	病院管理	講義	本校	1			15				10	15
		医療管理各論Ⅱ	診療報酬制度と評価指標	講義	本校	1				15			10	15
	医療情報・統計論	医療情報学	医療情報	講義	本校	1				15			10	15
		医療統計学	医療統計	講義	本校	1					30		20	30
	診療情報管理論	診療情報管理論Ⅰ	総論	講義	非常勤	1			15				10	15
		診療情報管理論Ⅱ	実務	講義	非常勤	1				15			10	15
	分類論	国際疾病分類概論	国際疾病分類概論	講義	非常勤	1					15		10	15
		分類法Ⅰ	分類法論	講義	非常勤	2					45		30	45
		分類法Ⅱ	分類法演習	講義	非常勤	2						60	30	60
合　計						84	435	480	360	495	375	210	1,239	2,355

河原医療大学校

学 生 納 付 金

Ⅰ 看護学科

	入学検定料	入学金	授業料	施設整備費・維持費	実習費	計
1年	¥25,000	¥150,000	¥620,000	¥340,000	¥30,000	¥1,165,000
2～3年			¥620,000	¥340,000	¥30,000	¥990,000

注1）授業料、施設整備費・維持費は年額。

Ⅱ 理学療法学科・作業療法学科

	入学検定料	入学金	授業料	施設整備費・維持費	実習費	計
1年	¥25,000	¥300,000	¥820,000	¥400,000	¥300,000	¥1,845,000
2～4年			¥820,000	¥400,000	¥300,000	¥1,520,000

注1）授業料、施設整備費・維持費、実習費は年額。

Ⅲ 歯科衛生学科

	入学検定料	入学金	授業料	施設整備費・維持費	実習費	計
1年	¥25,000	¥150,000	¥530,000	¥100,000	¥200,000	¥1,005,000
2～3年			¥530,000	¥100,000	¥200,000	¥830,000

注1）授業料、施設整備費・維持費、実習費は年額。

Ⅳ 歯科技工学科

	入学検定料	入学金	授業料	施設整備費・維持費	実習費	計
1年	¥25,000	¥150,000	¥620,000	¥100,000	¥300,000	¥1,195,000
2年			¥620,000	¥100,000	¥300,000	¥1,020,000

注1）授業料、施設整備費、維持費、実習費は年額。

Ⅴ 診療情報管理学科

	入学検定料	入学金	授業料	施設整備費・維持費	計
1年	¥25,000	¥150,000	¥480,000	¥230,000	¥885,000
2～3年			¥480,000	¥230,000	¥710,000

注1）授業料、施設整備費・維持費、実習費は年額。